

うべ産水産物プロモーション業務委託仕様書

1 目的

本市では、生産から流通・販売までの視点を取り入れ、関係者が一丸となって取り組むための「宇部市農林水産業振興計画」を策定し、次世代への継承のため強く稼げる持続可能な農林水産業への転換を目指している。

そこで、多様なステークホルダーとのパートナーシップを深める官民連携の場として、「うべ産水産物官民連携プラットフォーム」を設置し、令和5年度からうべ産水産物のプロモーションを実施しているところである。

本業務は、おいしい魚にもかかわらず、認知度があまり高くない魚にスポットを当て、新たな魅力を発信することで、より一層の消費拡大につなげていくことを目的とする。

2 業務の名称

うべ産水産物プロモーション業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務の内容

(1) うべ産水産物を使用したグルメフェアの企画・運営

飲食店において、うべ産水産物の魅力発信と集客につながるグルメフェア及びプレゼントキャンペーンを次のとおり企画・運営すること。

ア 名称 うべ地魚フェア～レンチョウまつり～

イ 参加店舗 宇部市内の飲食店（20店舗想定）

ウ ターゲット 宇部市内宿泊者、宇部市民（20代から40代までの方）

エ 対象魚種 レンチョウ

オ 開催期間 令和7年1月15日（水）から2月28日（金）まで【45日間】

カ 概要 参加店舗において、うべ産のレンチョウを使用したメニューを提供するとともに、対象メニューを注文して応募すると、抽選で宇部の特産品が当たるプレゼントキャンペーンを実施

キ 賞品 宇部の特産品（総額100,000円分）

ク 販促資材

① バナー 2本

② ポスター（A2判フルカラー・片面） 100枚

③ リーフレット（A3判フルカラー・両面二つ折り） 6,000枚

ケ その他

① 参加店舗は、宇部市公式ウェブサイトにて公募する。

② ポスター等に掲載する写真（料理、賞品等）は、全て受託者が撮影すること。

- ③ 撮影協力費として、60,000円（3,000円×20店舗想定）を契約金額に含めること。
- ④ 広告費（SNSでのタイアップ）として、120,000円を契約金額に含めること。
- ⑤ プレゼントキャンペーンの応募者が増える効果的な応募方法を提案すること。また、応募フォームは、受託者が作成すること。
- ⑥ グルメフェアの詳細は、本市と受託者とが協議の上決定する。

(2) うべ産水産物を対象とした販売促進キャンペーンの企画・運営

鮮魚店において、うべ産水産物の魅力発信と集客につながる販売促進キャンペーンを次のとおり企画・運営すること。

ア 名称	うべの魚を食べよう！キャンペーン
イ 参加店舗	宇部市内の鮮魚店等（16店舗想定）
ウ ターゲット	宇部市民（20代から40代までの方）
エ 対象魚種	うべ産水産物
オ 開催期間	令和6年10月1日（火）から11月30日（土）まで【61日間】
カ 概要	参加店舗において、「うべ産シール」を貼付した商品を購入して応募すると、抽選でクーポン券が当たるプレゼントキャンペーンを実施
キ 賞品	クーポン券（総額100,000円分）

ク 販促資材

- ① バナー 2本
- ② ポスター（A2判フルカラー・片面） 100枚
- ③ リーフレット（A3判フルカラー・両面二つ折り） 5,000枚
- ④ うべ産シール 20,000枚
- ⑤ クーポン券 500円×200枚

ケ その他

- ① 参加店舗は、宇部市公式ウェブサイトにて公募する。
- ② ポスター等に掲載する写真（店内、賞品等）は、全て受託者が撮影すること。
- ③ ポスター等を納品する際には、アルミイーゼル2台、アルミ額縁2台及び折りたたみテーブル1台をセットで納品すること。
- ④ プレゼントキャンペーンの応募者が増える効果的な応募方法を提案すること。また、応募フォームは、受託者が作成すること。
- ⑤ 販売促進キャンペーンの詳細は、本市と受託者とが協議の上決定する。

(3) レンチョウコクン（ゆるチョーコクン×レンチョウ）グッズの制作

レンチョウコクンのグッズを次のとおり制作すること。

ア 制作物

- ① むいぐるみ（30cm程度） 100個
- ② ラバーキーホルダー 300個
- ③ シール 3,000枚

イ その他

- ① レンチョウコクンのイラストデータは、本市が受託者に提供する。
- ② レンチョウコクングッズの規格等は、本市と受託者とが協議の上決定する。

5 成果物

- (1) 業務完了報告書（紙媒体）
- (2) 販促資材一式
- (3) レンチョウコクングッズ
 - ア むいぐるみ（30cm程度） 100個
 - イ ラバーキーホルダー 300個
 - ウ シール 3,000枚
- (4) プレゼントキャンペーンの応募者データ（Excelファイル）
- (5) 制作に当たり使用した写真、画像、イラスト等のデータ（JPEGファイル）
- (6) その他業務において制作したもの
- (7) 本市が必要と認めたもの

6 成果物の著作権等

- (1) 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作権に係る受託者の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に本市に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本市及び本市が指定する第三者に対し、当該著作権に関する著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。
- (3) 著作権等で疑義が生じた場合は、本市と受託者とが協議の上決定する。

7 留意事項

- (1) 本仕様書については業務の概要を示したものであり、詳細については本市と受託候補者との協議の上、必要な加除修正をして確定するものとする。
- (2) 業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 本市と受託者との協議は、必要に応じて対面で行うこと。
- (4) 飲食店、鮮魚店等の関係者との連絡・調整は、原則として受託者が行うこと。
- (5) 業務の履行に当たり必要な権利処理は、受託者の責任と費用負担において行うこと。
- (6) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (7) 受託者は、業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- (8) 本仕様書に定める事項について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項で必要があるときは、本市と受託者とが協議して定めるものとする。